

平成30年度
社会福祉法人 洛東園 介護職員等（不特定多数の者対象）喀痰吸引等研修
開催要綱

1 開催目的

この研修は、特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」附則第4条に定める特定行為のうち、不特定多数の者を対象とした規則第1条各号に掲げる行為（以下、「第一号特定行為」という。）並びに規則第1条各号の行為のうち、別表第二第二号の実地研修を修了したもの（以下、「第二号特定行為」という。）を提供できる介護職員等を養成することを目的とします。

※ 上記で第一号特定行為は、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養のすべての特定行為を指します。以下同様です。

※ 上記で第二号特定行為は、第一号特定行為のうち、これらの行為のいずれかについて実地研修を修了したもの（一つだけの特定行為も可能です。）を指します。以下同様です。

2 主催 社会福祉法人 洛東園

3 実施主体 洛東園研修センター

※ただし、実地研修は受講希望者の勤務先事業所等に委託により行います。

4 研修課程 第1号研修及び第2号研修

※ただし、原則として実地研修は勤務先事業所等で行っていただきます。

5 受講対象者

第1号研修

介護職員等であって、第一号特定行為を必要とする対象者がいることを受講前に調整を済ませ、不特定多数の高齢者に第一号特定行為を実施しようとする者

第2号研修

介護職員等又は勤務する予定の介護職員等であって、第二号特定行為を必要とする対象者がいることを受講前に調整を済ませ、不特定多数の高齢者に第二号特定行為を実施しようとする者

【注意】

① 第1号研修、第2号研修とも、受講が決定する時点で第一号特定行為、第二号特定行為を必要とされている対象者と受講希望者が所属する事業所に喀痰吸引等研修の指導ができる看護師が確保できていない場合は、受講できません。

② 平成24年4月1日以後第2号研修を修了して「認定特定行為業務従事者認定証」を交付された方で、新たに気管カニューレ内部の喀痰吸引並びに経鼻経管栄養を行う対象者があり、この対象者に対して特定行為の業務に従事する予定である場合は、改めて第2号研修を受講し、実地研修を修了したのち、別の「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けなければ従事できません。

6 研修課程履修免除

喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講対象者の有する知識及び経験により、下記にある事項の水準に達していると認められる場合、研修課程の一部を履修したものとして取り扱う場合があります。

① 介護福祉士の養成課程において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者
基本研修を履修したものとする。

② 介護福祉士の養成課程において医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者
基本研修及び実地研修を履修したものとする。

③ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者

基本研修（演習）のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」を履修したものとする。

- ④ 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者
 基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（但し、上記研修において実地研修を修了した行為に限る。）を履修したものとする。
- ⑤ 「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について」（平成 23 年 10 月 6 日老発第 1006 号第 1 号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者
 基本研修（講義）（但し、筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る。）を履修したものとする。
- ⑥ 平成 24 年 4 月 1 日以後平成 27 年 3 月 31 日までに口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の喀痰吸引等研修を受講し、これらの認定特定行為業務従事者認定証を交付された者
 基本研修（講義）、基本研修（演習）
- ※ 上記に該当して履修免除となった場合でも、各研修課程でフォローアップを理由に受講することは可能です。

7 募集定員

16 名

※ 上記定員は第 1 号研修及び第 2 号研修の合計数です。

各研修課程で 16 名ではありませんのでご注意ください。

※ 上記定員は前回実施の研修課程で再履修者となった者も含まれます。

※ 社会福祉法人 洛東園の職員が上記定員の多数を占めることはありません。

8 会場

基本研修（講義） 社会福祉法人 洛東園 本部敷地内本堂

基本研修（演習） 元京都市立月輪小学校 講堂

もしくは 社会福祉法人 洛東園 本部敷地内本堂

※ グループに分かれて上記のいずれかで行います。

※ 社会福祉法人 洛東園において急遽行われる行事等により、会場を変更する場合があります。

実地研修 勤務先事業所

9 研修日程 別紙研修日程表によります。

※ 講師が社会福祉法人 洛東園を利用される方の緊急時対応するために休講する場合があります。この場合は別途日程を設けて開催致します。

10 受講料

受講料は受講決定後に当方から通知する方法により入金をお願い致します。

なお、一度入金いただきました受講料はいかなる理由にもかかわらず返金できませんのでご了承願います。

受講料は研修課程によって下記の通り異なりますのでご注意ください。

I 初めて研修受講する方

第 1 号研修

基本研修 全員 60,000 円

実地研修 ① 勤務先事業所で実地研修が行える場合 無料

② 実地研修を受講申し込み時点で受講対象者の要件を満たしていたものの、基本研修受講中に対象者等要件を満たさなくなり、紹介により実施する場合
 下記の基本料金と特定行為ごとの料金の合計額

基本料金 60,000 円

人工呼吸器装着者の吸引 15,000 円

第 2 号研修

基本研修 全員 60,000 円

実地研修 ① 勤務先事業所で実地研修が行える場合 無料

② 実地研修を受講申し込み時点で受講対象者の要件を満たしていたものの、基本研修受講中に対象者等要件を満たさなくなり、紹介により実施する場合

基本料金 60,000 円
気管カニューレ内部の喀痰吸引 15,000 円
経鼻経管栄養 15,000 円
人工呼吸器装着者の吸引を受講する場合は別途 15,000 円

II 平成24年4月1日以後に喀痰吸引等研修を受講し、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の認定特定行為業務従事者認定証を交付されている方

第1号研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引、経鼻経管栄養のどちらも受講する場合）

- 実地研修 ① 勤務先事業所で実地研修が行える場合 10,000 円
② 実地研修を受講申し込み時点で受講対象者の要件を満たしていたものの、基本研修受講中に対象者等要件を満たさなくなり、紹介により実施する場合
基本料金 10,000 円
気管カニューレ内部の喀痰吸引及び経鼻経管栄養 30,000 円
人工呼吸器装着者の吸引を受講する場合は別途 15,000 円
③ 上記①及び②のいずれについても、当センター以外の京都府内の喀痰吸引等登録研修機関で喀痰吸引等研修を受講し修了証明書を発行された方 20,000 円

第2号研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引、経鼻経管栄養のいずれか一方を受講する場合）

- 実地研修 ① 勤務先事業所で実地研修が行える場合 10,000 円
② 実地研修を受講申し込み時点で受講対象者の要件を満たしていたものの、基本研修受講中に対象者等要件を満たさなくなり、紹介により実施する場合
基本料金 10,000 円
気管カニューレ内部の喀痰吸引もしくは経鼻経管栄養研修料 15,000 円
人工呼吸器装着者の吸引を受講する場合は別途 15,000 円
③ 上記①及び②のいずれについても、当センター以外の京都府内の喀痰吸引等登録研修機関で喀痰吸引等研修を受講し修了証明書を発行された方 20,000 円

【注意】

受講テキストは事前に各自で購入してください。受講日当日にテキストの販売は行いません。
受講テキストは必ず最新版をご用意ください。

11 申込方法

下記のものを郵送でお申し込みください。FAXでの申込や持参による申込は受け付けません。

○「受講申込書」

○「受講申込書（実地研修における調査依頼書）」

- ※ 受講できる者として、下記の要件を満たす勤務先事業所の施設長の推薦が必要です。
- ① 京都府内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症対応型グループホーム、障害者（児）福祉施設、訪問介護事業所などに就業している介護職員等
※ 第2号研修は今後就業する予定である職員を含みます。
 - ② 原則、介護職員等の勤務先事業所で実地研修ができること。
※ 受講決定時点で特定行為を必要とする対象者がいることが必要です。
特定行為を必要とする対象者がいない場合は受講できません。
 - ③ 勤務先事業所などにおいて実地研修を実施するにあたっては、国の指導者講習、京都府指導者養成研修又は指導看護師（介護職員等の指導及び評価を行う医師、保健師、看護師及び助産師（准看護師を除く）が確保されていること。
- ※ 受講申込書の受付審査時に上記②及び③について確認の連絡をさせていただきます。
万一、上記②及び③の確保がすべて満たされていない場合は受付申込書を返送させていただきますこととなりますのでご注意ください。
- ※ 受講決定後の受講者の変更は、いかなる理由があっても認めません。

○「履修免除申請書」

- ※ 履修免除を希望する方は、必ず履修免除を証するもの（例：研修修了証書など）の写しもあわせて同封願います。
- ※ 第2号研修を他の登録研修機関で受講して既に修了し、新たに気管カニューレ内部の喀痰吸引、経鼻経管栄養の研修を受講する方は、第2号研修の修了証明書及び認定特定行為従事者認定証の写しが必要です。

○返信用封筒

- ※ 長形3号（A4サイズ用紙を三つ折りで封入できるもの）を同封して下さい。
- ※ 返信用封筒には切手を貼り、受講者の郵便番号、住所、氏名を記入し、「介護職員等（不特

定多数の者対象) 喀痰吸引等研修受講可否通知在中」と朱書きください。

12 申込期限

平成30年8月28日(火)【必着】

※ 申込期限の翌日以後に到着しても受講できません。

※ 申込期限までに定員に達した場合はその時点で申込を終了させていただきます。

13 受講可否通知

「受講申込書」等に基づいて受講可否を当方で行い同封の返送用封筒で郵送により通知します。

受講決定者には受講料の振り込み方法等も合わせて通知します。

14 研修受講期間中について

研修受講期間中に受講者が研修実施の妨げとなるような行為を行った場合は、受講申込書に記載された推薦者へ連絡いたしますのでご注意ください。

その後もなお、受講者の研修受講に関して改善することなく、研修実施の妨げとなるような行為が続く場合は、研修受講を中止させる場合があります。

15 修了証明書

基本研修及び実地研修をすべて修了した者に対して研修課程の修了証明書を発行します。

この証明書は認定特定行為従事者認定証を住所地のある行政庁が発行するに当たって必要となります。

なお、全日程で遅刻・早退について欠席とみなした場合は、修了証明書を発行できません。

16 申込及び問い合わせ先

社会福祉法人 洛東園 洛東園研修センター

〒605-0981 京都府京都市東山区本町15丁目794番地

電話075-561-1171

FAX075-531-8372

E-mail:r-momiji@estate.ocn.ne.jp

平成30年度
 社会福祉法人 洛東園 介護職員等（不特定多数の者対象）喀痰吸引等研修
 研 修 日 程 表

	日程	時間	科目	時間
基本研修 (講義)	第1日 9月19日(水)	9:00～9:05	オリエンテーション	0.08
		9:05～12:05	人間と社会 保健医療制度とチーム医療	1.5 1.5
		13:05～17:05	保健医療制度とチーム医療	0.5
			安全な療養生活 清潔保持と感染予防	2.0 1.5
	第2日 9月20日(木)	9:00～12:30	清潔保持と感染予防、健康状態の把握 健康状態の把握	1.0 2.5
		13:30～17:30	健康状態の把握 高齢者および障害児・者の「たんの吸引」概論	0.5 3.5
	第3日 9月25日(火)	9:00～12:00	高齢者および障害児・者の「たんの吸引」概論	3.0
		13:00～17:30	高齢者および障害児・者の「たんの吸引」概論	4.5
	第4日 9月26日(水)	9:00～12:00	高齢者および障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	3.0
		13:00～18:00	高齢者および障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	5.0
	第5日 9月27日(木)	9:00～12:30	高齢者および障害児・者の経管栄養概論	3.5
		13:30～16:30	高齢者および障害児・者の経管栄養概論	3.0
	第6日 10月9日(火)	9:00～12:30	高齢者および障害児・者の経管栄養概論	3.5
		13:30～16:30	高齢者および障害児・者の経管栄養実施手順解説	3.0
第7日 10月10日(水)	9:00～12:00	救急蘇生法 高齢者および障害児・者の経管栄養実施手順解説	2.0 1.0	
	13:00～17:00	高齢者および障害児・者の経管栄養実施手順解説	4.0	
第8日 10月13日(土)	9:45～12:00	筆記試験		
	10月23日(火)	9:45～12:00	筆記試験(追試験)	
基本研修 (演習)	第9日 口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・気管カニューレ内部の喀痰吸引			
	10月31日(水)	9:30～11:30	演習	
		12:30～16:30	プロセス評価	
	第10日 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養			
	11月1日(木)	9:30～11:30	演習	
12:30～16:30		プロセス評価		
予備日				
11月2日(金)	9:30～11:30	演習		
	12:30～16:30	プロセス評価		
実地研修			原則として勤務先事業所等で実施	

- ※ 第8日の筆記試験合格者には「合格通知書」を、不合格者には「不合格通知書」を試験日後に郵送により通知します。合格者は基本研修(演習)を受講することができます。不合格者は追試験を受験するか、次回行われる研修課程で筆記試験を受験して合格しなければ、基本研修(演習)を受講することはできません。
- ※ 筆記試験不合格者のうち、次回行われる研修課程で申し込みをされる場合は、第9日の筆記試験から受講することができます。
- ※ 平成24年4月1日以後平成27年3月31日までに口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の喀痰吸引等研修を受講して既にこれらの行為の認定特定行為業務従事者認定証を交付された者が、気管カニューレ内部の喀痰吸引、経鼻経管栄養の喀痰吸引等研修を受講する場合は、基本研修(演習)から受講することができます。
- ※ 基本研修(演習)プロセス評価により修了が認められた者は実地研修を受講することができます。修了が認められなかった者は「基本研修(演習)再履修通知書」で通知し、今回の研修課程で実地研修を受講することはできません。

※ 「基本研修（演習）再履修通知書」を通知された者は、次回行われる研修課程で申し込みをすれば、基本研修（演習）から受講することができます。

※ 実地研修の評価により修了した者には「修了証明書」を発行します。

【筆記試験について】

第8日の筆記試験は下記により行いますので必ず一読ください。受講申し込みの際に下記の事項を一読したものと扱います。

- 1 試験の実施時間を欠席した場合は受験しなかったものとみなし、今回の研修課程の以後の受講ができなくなります。
- 2 試験の実施時間に遅刻した場合は受験しなかったものとみなし、今回の研修課程の以後の受講ができなくなります。
- 3 試験実施時間中の中途退出はいかなる理由があっても認められません。
- 4 試験会場には携帯電話等（スマートフォン、アラーム付き時計を含む）の持ち込みを禁止します。
万一、試験実施時間中に携帯電話等が作動した場合は、今回の筆記試験は不合格となり、以後の受験を認めないことがあります。
- 5 試験中に不正行為をした場合や受講申込の際に虚偽や不正の事実があった場合は、合格を取り消し、以後の受験を認めないことがあります。